

東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業の 環境影響評価調査計画書の要約

1 事業者の名称及び所在地

1. 1 事業者

名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：東日本旅客鉄道株式会社
代表者：取締役社長 深澤 祐二
所在地：東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号

1. 2 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業
種 類：鉄道、軌道又はモノレールの改良

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東日本旅客鉄道南武線の谷保駅から立川駅までの約 3.7km の区間を連続立体交差化するものである。これにより、谷保駅付近から立川駅付近の 19 箇所の踏切を取り除くとともに、道路交通渋滞や地域分断の解消を図るものである。

対象事業の内容の概略は、表 1 に示すとおりである。

表 1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
事 業 区 間	起点：国立市富士見台一丁目 終点：立川市錦町一丁目
事 業 延 長	約3.7km
構 造 形 式	高架橋、擁壁、地平
対 象 駅	谷保駅、矢川駅、西国立駅
踏 切 解 消 数	19箇所（うち2箇所は廃止）
事 業 予 定 期 間	約13年

4 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価を行う項目は、対象事業の事業計画案から環境影響要因を抽出し、地域の概況において把握した環境の地域特性を勘案し、表2に示すとおり選定した。

選定した項目は、騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物の7項目である。

表2 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目	区分 環境影響要因 予測する事項	工事の施行中		工事の完了後	
		建設工事	鉄道の走行	鉄道の走行	施設の存在
大気汚染	—	—	—	—	—
悪臭	—	—	—	—	—
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動	○	—	—	—
	仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音・振動	—	○	—	—
	列車の走行に伴う鉄道騒音・振動	—	—	○	—
水質汚濁	—	—	—	—	—
土壌汚染	—	—	—	—	—
地盤	—	—	—	—	—
地形・地質	—	—	—	—	—
水循環	—	—	—	—	—
生物・生態系	—	—	—	—	—
日影	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	—	—	—	○
電波障害	高架橋の設置による遮蔽障害及び反射障害	—	—	—	○
	列車の走行によるフラッター障害及びパルスノイズ障害	—	—	○	—
風環境	—	—	—	—	—
景観	主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	—	—	—	○
	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	—	—	—	○
史跡・文化財	埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	○	—	—	—
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	○	—	—	○
廃棄物	建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	○	—	—	—
温室効果ガス	—	—	—	—	—

注1) ○：予測及び評価を行う必要があると認められる環境影響評価の項目

注2) 予測する事項欄には、予測及び評価を行う予測事項を列挙して記載する。

5 調査等の手法

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物の7項目について、調査等の概要を表3（1）～（3）に示すとおりである。

表3（1） 調査等の概要

項目	調査事項	調査方法	予測		評価方法
			予測事項	予測方法	
騒音・振動	①騒音の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④列車本数等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	・既存資料調査 騒音に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 <鉄道騒音> 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（環境庁）に準拠した方法とする。 <環境騒音> 「騒音に係る環境基準について」（環境庁）及び「JIS-Z-8731」に準拠した方法とする。	工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音、仮線区間の列車走行に伴う鉄道の騒音、工事の完了後における鉄道の騒音とする。	建設作業の騒音レベルについて、伝搬理論計算式により予測する。	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（厚生省・建設省）等に基づき評価する。 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音については、現況値を大きく上回らないことを評価の指標とする。 工事の完了後における列車の走行に伴う鉄道騒音については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（環境庁）に基づき評価する。
				鉄道の騒音レベルについて、「在来線高架鉄道からの騒音予測手法案について」及び「在来鉄道の新設又は大規模改良の指針について」（環境庁）の算定式により予測する。	
	①振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④列車本数等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	・既存資料調査 振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 <鉄道振動> 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（環境庁）に準拠した方法とする。 <環境振動> 「JIS-Z-8735」に準拠した方法とする。	工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動、仮線区間の列車走行に伴う鉄道の振動、工事の完了後における鉄道の振動とする。	建設作業の振動レベルについて、伝搬理論計算式により予測する。	

表3(2) 調査等の概要

項目	調査事項	調査方法	予測		評価方法
			予測事項	予測方法	
日影	①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物等の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	・既存資料調査 日影に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 電波測定車を用いて、調査地域の受信レベルを測定する。	工事の完了後における高架橋及び駅部の設置による冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度とする。	時刻別日影図、等時間日影図等の作成により予測する。	建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例を参考にして評価する。
電波障害	①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	・既存資料調査 電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 電波測定車を用いて、調査地域の受信レベルを測定する。	工事の完了後における高架橋及び駅部の設置による遮蔽障害及び反射障害、列車の走行によるフラッター障害及びパルスノイズ障害とする。	「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」(社)日本CATV技術協会 平成17年)等に基づき予測する。	テレビ電波の受信障害を起ささないこと等に基づき評価する。
景観	①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③土地利用の状況 ④都市の景観の保全に関する方針等 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 景観に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 事業区間周辺を踏査し、地域景観の特性、代表的な眺望地点及び眺望の状況を把握する。事業区間を望む地点から写真撮影を行う。	工事の完了後における主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度とする。	完成予想図の作成等により予測する。	「東京都景観計画(改定)(平成30年8月)」(東京都)等の方針に基づき評価する。
史跡・文化財	①埋蔵文化財包蔵地の状況 ②法令による基準等	・既存資料調査 埋蔵文化財包蔵地に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 教育委員会等へのヒアリング調査における指示を基に状況を把握する。	工事の施行中における埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とする。	事業計画を基に、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を予測する。	「文化財保護法」に定められた発掘等に関する規定、「東京都文化財保護条例」、「国立市文化財保護条例」、「立川市文化財保護条例」に定められた保存及び管理に関する規定に基づき評価する。
自然との触れ合い活動の場	①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 自然との触れ合い活動の場に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 散歩道の歩行者の利用状況等を把握するため、現地踏査、写真撮影等を実施する。	工事の施行中及び工事の完了後における自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度とする。	自然との触れ合い活動の場(散歩道)の位置と事業区間の工事区域、計画図を重ね合わせ、現地調査結果を勘案して自然との触れ合い活動の場までの利用経路の変化の程度を定性的に予測する。	自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼさないこと等に基づき評価する。

表 3 (3) 調査等の概要

項目	調査事項	調査方法	予測		評価方法
			予測事項	予測方法	
廃棄物	①撤去建造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土及び建設汚泥の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	工事の施行中(既存構造物の解体撤去・建設工事)における建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法とする。	施工計画の内容等から推定する方法により予測する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務に基づき評価する。

6 位置図



